

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
平成 29 年 11 月 30 日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金 1件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700382号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1700038号

## 第1 結論

昭和54年10月から同年12月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年10月から同年12月まで

時期を覚えていないが、妻がA県B市C区役所において国民年金の加入手続を行ってくれたと思う。

国民年金保険料については、妻に任せっきりだったので詳しいことは分からないが、請求期間についても、妻が集金人に納付してくれていたと思う。

請求期間前後の国民年金保険料は納付しているのに、妻が請求期間の国民年金保険料を納付しなかったとは考えられないので、請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、その妻が国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料の納付も妻が行った旨陳述しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和54年10月9日にB市C区において払い出されており、同番号前後の任意加入被保険者の資格取得日の記録から判断すると、請求者に係る国民年金の加入手続は、同年9月頃に行われたものと推認でき、当該時点において請求期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

また、オンライン記録によると、請求者の国民年金保険料を納付したとする請求者の妻は、請求期間後の昭和55年1月以降に国民年金保険料の未納期間は無く、B市C区の収滞納リストを見ると、請求者とともに、昭和56年10月に国民年金保険料の口座振替納付を開始しているなど、請求者の妻の年金に関する意識の高さがうかがえる。

さらに、請求期間は3か月と短期間であり、オンライン記録及びB市C区の収滞納リストを見ると、請求者の請求期間前後の国民年金保険料は納付済みであることが確認できることから判断すると、請求者の妻が請求者の請求期間の国民年金保険料を納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700347号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1700039号

## 第1 結論

平成8年5月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和45年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成8年5月

平成8年1月に婚姻し、同月から国民年金の第3号被保険者となっていたが、失業保険を受給することから、請求期間を含む同年5月から同年7月までの3か月間について、国民年金保険料を納付することになった。

請求期間を含む平成8年5月から同年7月までの国民年金保険料については、郵送されてきた納付書により、失業保険を受給していた頃に、当時の自宅近くにあったA県B市のC出張所(以下「D出張所」という。)の窓口において、毎月、1か月分ずつ3回に分けて納付したはずである。

しかし、請求期間について、国民年金保険料の未納期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

婚姻(平成8年1月\*日)に伴い国民年金の第3号被保険者となった請求者が、B市において請求期間の国民年金保険料を現年度納付するためには、同市において第1号被保険者への種別変更届を提出する必要がある。

しかしながら、請求者は、請求期間に係る種別変更届に関する記憶が無く、請求者の夫から、当該種別変更届の提出について具体的な陳述は得られない。

一方、請求者がB市から転居したE県F市の請求者に係る国民年金被保険者名簿を見ると、請求期間に係る平成8年5月15日付けの第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更届について、請求期間後の同年8月5日付けの第1号被保険者から第3号被保険者への種別変更届とともに平成9年7月24日に受け付け、これらの届書を同年8月1日に社会保険事務所(当時)へ進達した旨が記載されている。

また、オンライン記録によると、前述の二つの種別変更届について、平成9年8月27日に社会保険事務所において入力処理が行われており、前述の国民年金被保険者名簿における当該種別変更届に係る受付日及び進達日並びにオンライン記録における当該種別変更届に係る入力処理日の記録相互に不自然な点は見当たらない。

これらのことから判断すると、平成9年7月24日に、F市において請求期間に係る平成8年5月15日付けの第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更届が受け付けられるまで、請求期間は第3号被保険者期間として管理されていたことがうかがえることから、B市において請求期間に係る納付書が作成されたとは考え難く、請求者は、同市のD出張所の窓口において、請求期間の国民年金保険料を現年度納付することができなかったものと考えられる。

さらに、前述の種別変更届の受付日(平成9年7月24日)からすると、請求期間の国民年

金保険料は、同日以降に過年度納付することが可能となるが、当該時期は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、基礎年金番号に基づき、記録管理の強化が図られていることから、収納の記録漏れ等の誤りが生じる可能性は低いものと考えられる。

加えて、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）は無く、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。